

令和 5 年第 5 回府中町議会定例会

会 議 録（第 3 号）

1. 開 会 年 月 日 令和 5 年 9 月 8 日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和 5 年 9 月 1 2 日（火）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（18 名）

議長	梶 川 三樹夫 君	副議長	二 見 伸 吾 君
1 番	川 上 翔一郎 君	2 番	宮 本 彰 君
3 番	西 山 優 君	4 番	狩 野 雄 二 君
5 番	坂 田 栄 一 君	6 番	田 中 伸 武 君
7 番	山 口 晃 司 君	10 番	西 友 幸 君
11 番	寺 尾 光 司 君	12 番	力 山 彰 君
13 番	三 宅 健 治 君	14 番	齋 藤 昇 君
15 番	益 田 芳 子 君	16 番	橋 井 肇 君
17 番	児 玉 利 典 君	18 番	木 田 圭 司 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0 名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	佐 藤 信 治 君
教 育	長	新 田 憲 章 君
総 務 企 画 部	長	増 田 康 洋 君
財 務 部	長	胡 子 幸 穂 君
福 祉 保 健 部	長	山 西 仁 子 君

~~~~~○~~~~~

議 会 事 務 局 長 森 太 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

~~~~~○~~~~~

す。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（梶川三樹夫君） 日程第２、一般質問を議題に供します。

昨日に引き続き、厚生関係の質問を行います。

厚生関係第４項、使用済みおむつの園処分や紙おむつのサブスクの導入は、１１番寺尾議員の質問を行います。

１１番寺尾議員。

○１１番（寺尾光司君） 皆さんおはようございます。一般質問２日目のトップバッターということで元気よく始めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

私の質問は、少子化対策、子育て支援対策に関して、保育園の紙おむつ、使用済みの紙おむつの園での処分、紙おむつのサブスクの導入に関して行わせていただきます。

前段で少し要望を申し上げたいと思います。

政府は本年６月１３日にこども未来戦略方針を閣議決定し、異次元の少子化対策の実現に向けて取り組むこととし、児童手当の拡充や伴走型相談支援、職員配置基準の改善を含んだ保育サービスの充実など、様々な施策が提示をされております。

また、本年４月からは、子ども政策の司令塔、こどもがまんなかの社会を実現するため、こども家庭庁も発足をいたしております。我が国の経済社会システムを維持するためには、急速な少子化、人口減少に歯止めをかけなければなりません。この課題は、国、地方が共に取り組むべき最重要課題でもあります。本町においても同じ認識の下、町長の掲げる３本柱の一つ、広島都市圏で一番の子育てしやすいまちとして、従前から各種施策に取り組まれており、成果も上がっているものと思っております。

このたびのこども未来戦略方針において、今後３年間の集中的な取組、具体的施策を加速化プランとして示されていますが、これらの施策は、市町村を通じて実施されるものも多く、その具体化に当たっては、各市町村の実情をしっかりと考慮し、制度設計されるよう、県とも連携し、国に要請をしていただきたいと思います。

また、町の独自施策であるイクフレカード事業など町として先進的に取り組み、成果を上げている事業もありますので、国からの支援を受けられるよう取り組んでいただきたいと思います。今後の少子化対策について要望しておきます。

さて、本題であります保育園のおむつの処分ですが、今年１月２３日付で、厚生労

働省子ども家庭局保育課、この４月以降は、こども家庭庁の所管になっていると思いますが、国からですね、保育所等における使用済みおむつの処分について、という通知、事務連絡が出されております。この事務連絡の内容は、使用済みおむつの処分については、これまで国は方針を示していなかったが、保護者が使用済みおむつを家庭へ持ち帰ることが、保護者・保育士双方の負担になっているという意見があり、処分状況の調査結果を踏まえて、厚生労働省としても保育所等において使用済みおむつの処分を行うことを推奨するという内容の通知でございます。

持ち帰りで、便の状況やその回数で子どもの健康状態を確認できるということもあるかと思いますが、連絡帳などで伝えることもできますので、園での処分が保護者の負担軽減、保育士の業務軽減となり、双方の負担軽減になると思います。

町内の保育園において、それぞれ保育に関する考え方の違いもあるとは思いますが、使用済みの紙おむつの処分の方法は、現状はどのようなになっているのでしょうか。

また、国が使用済みおむつの園での処分を推奨するという方針について、町としてはどのように考えられておられますか。

また、最近ですね、全国的には業者と提携した紙おむつのサブスクリプションサービス、月額で定額で使い放題というのを導入する保育園が増えていると聞きますが、町内の保育園の実態はどうなっているのでしょうか。保護者からの要望はありますか。

以上、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 1 1 番（寺尾光司君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） おはようございます。福祉保健部長です。11番寺尾議員の一般質問「使用済みおむつの園処分や紙おむつのサブスクの導入は」について答弁いたします。

保育所等における使用済みおむつの処分については、議員御指摘のとおり、令和５年１月２３日付で、厚生労働省子ども家庭局保育課から事務連絡が出されており、その内容は、保育士や保護者の負担軽減につながることから、保育所等において使用済みおむつの処分を行うことを奨励、及びおむつ保管用のごみ箱の購入等への補助、便の状態や回数等を保護者に伝えるなど、子どもの健康状態等の共有への配慮などとなっております。

御質問の１点目、町内の保育所等の使用済みおむつの処分の方法の現状はどうなっ

ていますかについてですが、町内には、認可保育所として保育所 6 園、小規模保育所 2 園、事業所内保育施設 2 園の計 10 園と認定こども園が 1 園の計 11 施設あります。うち、紙おむつと布おむつを併用している園が 2 園ありますが、残りの 9 園は紙おむつのみを使用しております。紙おむつの処分については、既に町内の全園で保育所等で処分しております。

御質問の 2 点目、国の使用済みおむつの園での処分を奨励するという方針について、町としてはどのように考えますかについてですが、町内では、先ほど申し上げたとおり、全園が保育所等で紙おむつの処分を実施しているところですが、中には 10 年前から紙おむつの処分を実施している園もあり、補助金を活用して処分方法を検討したいという意見を聞いております。

また、国の通知にありました、便の状態や回数等を保護者に伝えるなど、子どもの健康状態等の共有への配慮については、町内の保育所等について、8 割の園は既に回数と状況を連絡ノートにつけて保護者に伝えており、残りの園は、いつもと状態が違うときや体調の悪いときに保護者に伝えている状況です。

保育士や保護者の負担軽減の観点からも、町内の保育所等と処分の方法及び保護者への子どもの健康状態等の共有の配慮も含め、国の方針について前向きに取り組んでいきたいと考えております。

御質問の 3 点目、全国的には業者と提携した紙おむつのサブスクリプションサービスを導入する保育園が増えていると聞きますが、町内の保育園の実態はどうですか。また、保護者からの要望はありますかについてですが、議員御指摘の業者と提携した紙おむつのサブスクリプションサービスの一つである手ぶら登園サービスは、保育施設におむつとおしりふきが直接届くサービスで、町内では 1 園がこの手ぶら登園サービスを活用しております。残りの園につきましては、おむつは保護者が購入して保育所等に持参している園が 9 園と大半を占め、残り 1 園は、おむつ代金は保護者が負担しておりますが、園が一括購入して対応しております。

現時点では保護者からの要望については町に届いておりませんが、既にサービスを活用されている保育園が町内にあることもあり、保護者の要望等についても注視してまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2 回目の質問ございますか。

1 1 番寺尾議員。

○ 1 1 番（寺尾光司君） 答弁ありがとうございました。

町内の 1 1 施設中、紙と布おむつの併用が 2 園で、残り 9 園は紙おむつを使用されていると、紙おむつの処分は既に町内の全園で保育園のほうで処分されているとのこととです。

厚生労働省の通知の後、民間の機関が調査を行っているんですが、保育園で処分している施設がある自治体の割合は、今年 4 月時点で全国で 7 1 %、前年度が 4 1 % であり、この国の通知を受けて園での処分が広がっているというような調査内容となっていました。府中町内の保育園では、紙おむつの処分は先行してしっかり取り組まれているということだと思います。

使用済みのおむつの園での処分で懸念されるのは、おむつの保管のスペースとか衛生面での管理、処分方法と、あと費用の負担、誰が費用を負担しているかということとでございます。具体的にはどのような対応をされていますか。保護者に別途費用負担を求められている園はありますか。質問させていただきます。

先ほどの答弁にもありましたが、現在の国の補助金メニューの中で、保管用のごみ箱の購入等が可能なようですが、これまで活用された例はあるのでしょうか。質問をさせていただきます。

町としても園での処分について前向きに取り組んでいきたいとのこととでございます。紙おむつの園での処分は既に全てで行われているとのことでしたが、先ほどの答弁の中にありました、紙と布を併用している園についてですが、布のおむつを使用するということは、保護者や保育士の負担が大きいのではないかと思います、どのような状況でしょうか。布おむつを併用されている理由や保護者の声などが分かればお答えをしてください。町として何か対応は考えておられますか。

次に、紙おむつのサブスクですが、私自身、こういったものがあるというのは今回初めて知ったところですが、手ぶら登園という言葉もこのサービスを提供している業者の登録商標だということのようです。ほかにも業者があるようですが、この手ぶら登園サービスを提供している業者のホームページを見ますと、保育園と業者が利用契約し、さらにその保護者が個別に業者と契約、ホームページによると月額税込みで紙おむつのメーカーの違いにより料金が少し違うんですが、月額 2, 5 0 8 円、または、3, 2 7 8 円というような表示がされておりました。金額はちょっと古いかもし

れませんが、こうした月額の契約をすれば、おむつとおしりふきが必要なだけ保育園に届くというようなものだということでございます。自分で購入するよりは多少割高だと思われそうですが、紙おむつの購入とか、名前づけ、持込みなどがなくなり、便利なサービスではないかというふうに思っております。町内では1園が活用されているということです。

また園がおむつを一括して購入しているというところもあるとのこと。一括購入というのも一つのいいアイデアではないかと思います。

最近では、各種情報機器や個別配送のシステムを活用した様々なサービスが出てきています。子育てに関するサービスも多種多様となっております。保育の質の低下とならず、保護者や保育士の方の負担軽減につながるものであるなら取り入れていくべきだと思います。

町としても、保護者のニーズの把握に努めるとともに、情報網を巡らし、各保育園に対して積極的に情報提供に努めていただきたいと思います。また、実際に各園で先進的に取り組まれているものがあれば、他の園への情報提供などが進むよう、保育園同士での連携を進めていただきたいと思います。

再質問は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（塩月久美子君） 子育て支援課長です。寺尾議員の2回目の質問にお答えいたします。

御質問の1点目、使用済みおむつの各園での対処方法と費用負担についてです。

紙おむつの処分方法は、臭いが出ないように、紙おむつ用のごみ箱をトイレに設置し、たまると園のごみ集積ボックスに移して保管した上で、ごみ収集業者により処分されています。一部の小規模施設では週に3回の収集契約をされていますが、ほとんどの園では毎日ごみ収集業者により収集処分されています。

また、処分等に関する費用負担については、保護者負担をいただいている園はありません。

御質問の2点目、現在の国の補助金メニューで保管用ごみ箱を購入した例についてです。

国の補助メニューを活用した購入例は現在ありません。しかし、10年前から処分

している園もあり、衛生面や集積量等の観点から、10園中6園でゴミ箱の購入希望の意思をお聞きしております。

御質問の3点目、紙おむつと布おむつを併用されている保育所についてですが、布おむつを併用しています2園は開園以来、園の伝統として布おむつを継続しておられます。基本的には保護者が布おむつを持っていき、汚れた布おむつを持って帰って洗濯するという流れですが、希望者は有料にはなりますが、布おむつのクリーニング制度を利用することができます。

保育士や保護者の負担が大きいのではないかという議員の御指摘のとおり、布おむつを理由にその園を敬遠される保護者もおられますが、入園されている保護者はこれを理解された上で園を選ばれています。

町としましては、布おむつと紙おむつそれぞれに利点があり、各園の特徴として受け止めており、現在のところ、窓口でお聞きする保護者の声を各園にお届けしているところです。

議員の御指摘のとおり、こども家庭庁が発足し、こどもがまんなかの社会を実現するため、サービスも多種多様となっております。今後も保護者のニーズ把握に努め、保育サービスの提供及び保育の質の向上に努めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

以上で、第4項、使用済みおむつの園処分や紙おむつのサブスクの導入は、11番寺尾議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第5項、放課後等デイサービスの現状について、13番三宅議員の質問を行います。

13番三宅議員。

○13番（三宅健治君） おはようございます。13番三宅です。放課後等デイサービスの現状について質問いたします。

従来は未就学児と就学児が共に通所できるサービスでしたが、平成24年の児童福祉法改正によって、未就学児のための児童発達支援と就学児のための放課後等デイサービスに分かれ、放課後等デイサービスは新たな支援として創設されました。

発達障害等のある就学児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児

の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するとされています。

近年、全国的に放課後等デイサービスを提供する事業所が増加しており、府中町においてもサービスを提供する事業所をよく見かけるようになりました。

そこで、放課後等デイサービスの現状について次の点を質問いたします。

１、サービス提供事業者数の動向について。

２、費用額の推移について。

３、小学生、中学生、高校生、利用状況について、それぞれ教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。１３番三宅議員の一般質問「放課後等デイサービスの現状について」に答弁いたします。

放課後等デイサービスは、議員御指摘のとおり、平成２４年の児童福祉法の改正により、未就学児を対象の児童発達支援と就学児を対象の放課後等デイサービスに分かれ、発達障害等のある就学児に対して、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の便宜を供与することとされました。

放課後等デイサービスの基本的な役割としては、子どもの最善の利益の保障、共生社会の実現に向けた後方支援、保護者支援があります。

また、放課後等デイサービスの対象は、心身の変化の大きい小学校や特別支援学校の小学部から高等学校等までの子どもであるため、この時期の子どもの発達過程や特性、適応行動の状況を理解した上で、コミュニケーション面で特に配慮が必要な課題等も理解し、一人一人の状態に即した放課後等デイサービス計画（個別支援計画）に沿って発達支援を行います。

併せて保護者との信頼関係を構築し、保護者が子どもの発達に関して気兼ねなく相談できる場になるよう努めるとともに、学校との連携を積極的に図ることが求められております。

御質問の１点目、サービス提供事業所数の動向についてですが、児童福祉法が改正されました平成２４年度には、町内の放課後等デイサービスの事業所数は４件でしたが、平成２５年度・２６年度は６件、平成２７年度・２８年度は８件と年々増加し、令和５年９月１日現在では、当初の３．５倍の１４件まで増えております。

御質問の２点目、費用額の推移についてですが、放課後等デイサービスの利用者負担につきましては、利用世帯の所得の状況によって月額の上限額が設定されており、設定金額はゼロ円、４，６００円、９，３００円、３万７，２００円となっております。

事業所へ支払われる給付費については、町内の事業所数が８件でした平成２７年度は、８，１５７万５，２５０円でしたが、事業所数が１４件の令和４年度は２億１，６０３万９，４７６円と、２．６倍となっております。

御質問の３点目、利用状況についてですが、町全体の実績数は、制度ができました平成２４年度は、小学生２８人、中学生９人の合計３７人でしたが、近年では令和元年度１０２人、令和２年度１２１人、令和３年度１３２人、令和４年度１５４人と増えています。令和４年度の１５４人の内訳は、小学生は１０５人、中学生は３６人、高校生は１３人となっており、平成２４年度と比較して、小学生は３．８倍、中学生は４倍に増えています。高校生も、平成２４年度当初はゼロ人でしたが、平成２８年度１２人、平成３０年度２１人と増え、現在は１３人となっている状況です。

全体として、小学生、中学生、高校生ともに増加傾向にあり、放課後等デイサービスが広く周知されてきたことも要因と考えております。今後も子どもたちの健やかな成長のために、引き続き事業について周知を図るとともに、保護者、学校等と連携していきます。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ２回目の質問ございますか。

１３番三宅議員。

○１３番（三宅健治君） 答弁ありがとうございました。

２回目の質問ですが、４点質問させていただきます。

１つ目が、近年の放課後等デイサービスの状況は事業所数、利用者数ともに増加しているとの答弁をいただきました。未就学児を対象とした児童発達支援事業においても、サービス提供事業所数、利用者数に増加傾向が見られるか教えてください。

２点目ですが、放課後等デイサービスの提供を受けるに当たり、受給者証が必要となります。受給者証の交付申請件数の推移を教えてください。

３点目、新型コロナウイルス感染症対策により、学校の一斉臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用ニーズの増大がありましたか。また、全体的に利用状況において、新

型コロナ感染症の影響が見られたか教えてください。

4点目ですが、通常は授業終了後に、または休業日に放課後等デイサービスを利用されますが、学校に登校できない児童生徒の中で、学校の授業時間にフリースクール等の要件を満たしている放課後等デイサービスに通っている児童生徒もいるのではないかと思います。こうした場合、全国の中には、一定の要件を満たせば学校長が指導要録上の出席扱いとしている例があると聞いております。府中町ではどういう扱いをされているか教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。13番三宅議員の2回目の質問に答弁いたします。私のほうからは、御質問の1問目から3問目までの質問に答弁いたします。

御質問の1点目、未就学児を対象とした児童発達支援においても、サービス提供事業者数、利用者数の増加傾向にあるかについてですが、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技術の付与、集団生活への適応訓練など支援を行う町内の児童発達支援事業者数は、平成24年度が4件、平成25年度から28年度までは3件と減少しましたが、平成29年度には4件、令和2年度は5件、令和3年度は7件と年々増加し、令和5年9月1日現在では、平成24年度時の約2倍の9件まで増えています。

児童発達支援の利用者数は、平成24年4月は2人でしたが、平成25年4月は12人、平成30年4月は25人、令和3年4月は31人と年々増加し、令和5年4月では平成24年4月時の28倍の56人まで増えており、事業所及び利用者は増加傾向となっております。

御質問の2点目、放課後デイサービスでデイサービスの提供を受ける場合の受給者証の交付申請件数の推移についてですが、平成29年度は15件でしたが、平成30年度は34件、令和3年度には38件と年々増加し、令和4年度では、平成29年度時の3倍の45件まで増えており、交付申請件数においても増加傾向となっております。

御質問の3点目、新型コロナウイルス感染症対策により、学校の一斉臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用ニーズの増大がありましたか。また、全体的に利用状況において、新型コロナウイルス感染症の影響が見られたかについてですが、新型コロナウイルス感染防止のための学校臨時休業に関連して、放課後等デイサービスの

事業所等の対応について、これは令和２年２月２７日付厚生労働省障害福祉課の事務連絡に基づき、放課後等デイサービス事業所は、感染予防に留意した上で、原則として開所し、開所時間を可能な限り長時間とするなど、各事業所で対応していただきました。新型コロナウイルス感染症対策により、学校の一斉臨時休業期間となった令和２年３月２日から春季休業の開始までの間の利用者は、１０２人でした。一斉臨時休業期間前の令和２年２月が１０１人でしたので、放課後等デイサービスの利用には影響はありませんでした。その後も新型コロナウイルス感染防止対策として緊急事態宣言の発令など様々な対策が講じられましたが、令和４年３月の利用者は１３２人、令和５年３月の利用者は１４９人と利用者は増加しております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（立花淑子君） 学校教育課長です。御質問の４点目、学校に登校できていない児童生徒の中で、学校の授業時間にフリースクールなどの要件を満たしている放課後等デイサービスに通っている児童生徒もいるのではないかと思います。こうした場合、全国の中には一定の要件を満たせば、学校長が指導要録上の出席扱いとしている例があると聞いておりますが、府中町ではどうされていますかに答弁します。

府中町においても、不登校の子どもを受け入れることを主な目的とするフリースクール等に通っている児童生徒で、一定の要件を満たせば学校長が指導要録上の出席扱いと判断しています。令和元年１０月２５日付文部科学省通知、不登校児童生徒への支援の在り方について及び令和２年３月１７日付広島県教育委員会通知、県立学校における義務教育段階の不登校児童生徒に対する指導要録上の出席扱いのガイドラインの策定についてを受けて、本町でも広島県教育委員会のガイドラインに準じて判断するよう各学校へ通知しております。

国や県が示す学校外の多様な教育機会を確保する場として、府中町教育委員会としては、府中町適応指導教室（たんぼぼの部屋）、広島県ではＳＣＨＯＯＬ“Ｓ”のような学校外の公的機関や、不登校の子どもを受け入れることを主な目的とするフリースクール等の民間施設などがあります。

学校長が将来的な社会的自立に向けて指導要録上の出席扱いについて総合的に判断するための目安の項目としては、学校、家庭、施設間の連携協力について、実施主体及び事業運営の在り方と透明性の確保について、相談指導の在り方について、相談指

導スタッフについて、施設設備について、学校活動の状況等の把握についてなどがあります。各学校においても、不登校の児童生徒及び保護者と細やかに連携するとともに、個々に応じた働きかけを行っております。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 3 回目の質問ございますか。

1 3 番三宅議員。

○1 3 番（三宅健治君） 1 3 番三宅です。答弁ありがとうございました。

町内の放課後等デイサービスの事業所数は令和 5 年 9 月 1 日現在では 1 4 事業所、平成 2 4 年度と比べ 3 . 5 倍で、利用者実績とともに大きく増加しているということでした。また、未就学児を対象とした児童発達支援の利用者の増加傾向や、まだ利用には至っていないが、今後利用を検討される方を含めた受給者証の交付申請件数も増加傾向にあるということから、今後も放課後等デイサービスの利用者数の増加が予測されます。

国全体の状況を見ると、令和 4 年 1 2 月 1 4 日に行われた第 6 回障害児通所支援に関する検討会での資料では、平成 2 4 年と令和 2 年の対比が示されております。利用児童者数は、平成 2 4 年 5 万 3 , 5 9 0 人に対して、令和 2 年 2 2 万 8 , 2 2 0 人で、平成 2 4 年比で 4 . 2 倍。事業所数は、平成 2 4 年 2 , 8 8 7 事業所に対して、令和 2 年 1 万 4 , 8 0 9 事業所と、5 . 5 倍と共に増加しております。総費用額に関しては、平成 2 4 年 4 7 6 億円に対して、令和 2 年 3 , 7 2 3 億円で 7 . 8 倍となり、障害福祉サービス全体の総費用額の 1 2 . 6 %、障害児支援全体の総費用額の 6 8 . 4 %を占め、大幅な増加を続けております。

サービス利用の増加の一方で、利潤を追求し、支援の質が低い事業所や、適切でない支援、例えば、テレビを見させているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけという事業所が増えているなどの課題もあるようです。また、事故も多く発生しており、令和 5 年 1 月 2 3 日の読売新聞では次のように報じております。放課後等デイサービスで、子どもの死亡や負傷などの事故報告が 2 0 1 2 年度の制度開始以降、全国で少なくとも 4 , 1 0 0 件に上ることが自治体への調査で分かった。負傷が約 9 割を占めたが、死亡が 8 件あり、一時的な行方不明も約 3 5 0 件起きた。国への報告の義務はなく、自治体からは事例を共有し、検証する仕組みが必要だとの指摘が上がっているというものでした。

国は、放課後等デイサービスの指定基準や報酬を3年置きに見直しを行っており、来年が改定の年となっておりますので、検討課題の解決等を含め、今後の国の動向を見守っていききたいと思います。国が制度設計を行い、事業所の指定権者は各都道府県であり、本事業において、各自治体ができることは限られています。その中で2回目質問でもありました様々な理由で不登校となり、放課後等デイサービスの利用が一定の基準の下で、学校指導要録上の出席扱いとすることができることや、事業所が作成する個別支援計画を学校と共有するなど、制度の周知とともに、学校と事業所の連絡を推進していただけるよう要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第5項、放課後等デイサービスの現状について、13番三宅議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第6項、訪問介護員（ホームヘルパー）の現状と課題について、6番田中議員の質問を行います。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 田中伸武です。よろしくお願いします。訪問介護員（ホームヘルパー）の現状と課題についてのお尋ねであります。

介護の現場の仕事は、もちろん施設で働く、そういう方と、家庭に出向いて、来てもらって働く仕事と両方あるわけですが、今回は家に来てもらうほうのヘルパーについて質問したいと思います。

厚労省などの用語としては訪問介護員という呼び方が多いようですが、ホームヘルパーとか訪問ヘルパーとか、単にヘルパーとか、そういうふうに呼ばれておるわけであります。

家庭に出向いて、要介護者の身体介護と生活援助をする。身体介護のほうでいうと、いわゆる食事、入浴、排せつ。生活支援のほうでいうと、掃除、洗濯、買物、炊事、細々と、いうそんなことをやっていただくという、ヘルパーであります。

我が家も要介護4の母のお世話にヘルパーさんに来てもらっとるわけですが、本当に助かるわけであります。多少ぼけて被害妄想があったりするので、ヘルパーが物を取ったとかね、スプーン持って帰ったよとかね、ヘルパーに触らないでよ、あなたと話したくないよ、帰ってと、こうやっていうわけですね。お母ちゃん、駄目よね、そんな。誰がおむつ替えてくれとるんねとか言って叱ったりするんですが、あの、認知症の人に否定は駄目ですとかって言われて、逆に僕が叱られたりするわけ

でありますけれども、そういったヘルパーさん、本当に頭が下がるわけであります。大変な仕事ですけども、各家庭にとって本当に助かる仕事だと思います。

町の第8期介護保険事業計画の策定のときの資料で、65歳以上のアンケートがあるわけですけども、これで家庭に負担をかけずに生活できるなら在宅で暮らしたい、老後どうやって暮らしたいかという希望を聞くとですね、そういう在宅希望が47.7%、半数近くの人が自宅暮らしを望んでいる。この家族負担をかけずに生活できるなら在宅で暮らしたい、こういう条件なわけですね。この家族負担をかけずにの鍵を握るのがもちろんヘルパーだろうと思うわけであります。

そのホームヘルパーの高齢化、人手不足が最近よく言われております。これも5月24日付の中国新聞、これ見出しだけ見るとすごいんですね。ヘルパー高齢化、近づく大量退職、訪問介護存続の危機、60代以上が4割、若手が敬遠と、いやもう大変、もう明日にももうヘルパーさんおらんようになるような感じ。全国傾向の記事なわけでありますけども、ついせんだっての朝日新聞にもですね、介護の現場の人手不足命を預かる仕事、正当な処遇が必要だというオピニオン記事も出たりしとるわけです。

厚労省の実際のデータもかなり厳しいものがありまして、令和5年7月、今年の7月の社会保障審議会の提出資料によりますと、訪問介護員の人手不足の現状として、2022年度の有効求人倍率が15.53倍、今のさっきの訪問ヘルパーさんの有効求人倍率は15.53倍。施設で働くほうの人の介護職の有効求人倍率は3.7倍。要するに施設で働く人に比べて訪問介護のほうが、実に4倍も人手が足らんと。全国傾向ですけどね。という現状のようであります。

今の厚労省のデータでは全体で8割の事業所が人手不足を感じていると。これはホームヘルパーも施設職員も含めて全体で8割の事業所が人手不足を感じている。その中での今のヘルパーと施設職員の人手不足の度合いがそれだけ違うと、大変だなと思うわけであります。

そこで、我が府中町の現状はどうなのかと。多分全国傾向とあまり変わらないはずではありますけれども、まずは実態に向き合って、我が町でも考える必要があると思うわけであります。

具体的に、質問の第1点はですね、まず町内の家庭のホームヘルパーの利用状況、家庭の側が、ホームヘルパー来てもらっている、その利用状況はどうかと。

介護保険事業計画の資料としては、実績としては令和元年度、2019年度

294人が利用していて、中長期の見込みとしては、2040年、今から17年後で
すか、には427人、ざっと1.5倍ぐらいいるというような数字があるわけであり
ますけれども、こうした町内の利用者としてどの程度ニーズがあると、これをお聞き
いたします。

それから質問の第2点は、今度はそのヘルパーの供給側の実態はどうかと。もちろ
ん町外からヘルパーさん、町内に来てもらう例も多いわけですがけれども、町内の事業
所としては、ヘルパーどのぐらいおって、どの程度働きよってじゃろうかと。結構足
らんとところは深刻なんじゃないかという実態であります。

これも以前うちの母のことで相談したある事業所にこないだ電話でしたんですけど
も、もしもし、ちょっとヘルパーさんのことでお聞きしたいんですがいうて私が電話
するとですね、え、田中さん、ヘルパー見つかったんですか、言ってくるんですね、
いやいやいやいや私見つけたんじゃないなくてこっちが探しよって、いやその状況を知り
たい思うんよというような話だったわけですが、これは相当深刻だと。そこも以前私
が頼んどってなかなか、希望に応じる日時に人手が難しいいうことで、逆におって
くれたら紹介してねなんて言われとったところなんですけども、深刻であるという状況
は分かるわけです。小さな事業所ですけども、そこは11人ヘルパーさんがいて、う
ち正職員は1人だけ。あとはパートタイマー。ダブルワークしている人も多い。全員
女性ですね。高齢者の家だけじゃなくって障害者の家にもヘルパーを派遣していく、
そういうこともあるわけですけども、注文に応じられない。供給側が足りないという
ことであります。

別の事業者にもちょっとお聞きしてみましたけども、そこは介護保険制度が始まる
2000年のちょっと前に、ヘルパー40人を抱えとった。40人近く抱えとったと。
けれどもその後どんどんどん減ってって、この20年ちょっとで今5人になっ
ちゃったと。もちろん追い出したわけじゃなくて、募集しているのに応募がなくて、希
望者がなくて、そこまで減ってると。

中小の事業者、大手の事業者、いずれもですね、人手不足というのは、全国も我が
町もあるようでありますけども、こうした実態をどう町は見ておられるのか。

町の社協が、何か実態把握のためアンケートをされておるということですけども、
その結果とも併せてですね、お尋ねをいたします。

それから質問の第3点はヘルパー、あるいは介護事業そのものへの支援、公的支援

ですよ。介護保険制度はもともと社会全体で、あるいは国民全体でみんなで助け合っていて、高齢者を見ると。そういう支え合うための制度なわけですけども、そこへの公的支援はどうなっているのかということでもあります。

近年国の処遇改善加算とか、あるいはベースアップ加算とかで、介護事業者の職員の賃金をですね、給料を直接上げる、そういう支援が行われておるわけですけども、その実態はどうなんだろうか、町内で。これがヘルパー不足を解消するための、あるいはヘルパーさんが応募してくれるためのプラス材料につながってるのかどうか。

もちろん待遇改善だけがヘルパー不足解消の手段ではありませんし、金さえあげりゃ人が来るんかと。議員報酬高うすれば議員のなり手不足は解消されるんかと、何か似たようなところあるわけでありですけども、そうじゃないですよ。仕事の内容ですし、ヘルパーの場合特にマンツーマンの仕事ですから、高齢者の利用者等の相性とかそういったこともある。結構大変なコミュニケーションの能力、そういうのも要るかもしれない。

そういう中で、それでもやはり待遇アップ。そういう公的支援というのはどうなのかというのが第3の質問であります。

それから第4の質問。これは国は今のような制度があるわけですけども、府中町独自に、あるいはこのローカルでですね、何かヘルパー不足、高齢化、そこらに対策するバックアップ対策はないんだろうかと。特に全国チェーンを展開しているような事業者と、あるいは、地域に根差した小さな事業者も結構いるわけですけども、そういうところへの支援策あるいは何かアイデアは考えられないかというのが第4の質問であります。

これはもう僕も常々思いながら、なかなかええ知恵がないんですけども、府中町ならではのところでいうと、やっぱり府中町の特性というのはこのコンパクトな町に人口5万人がぎゅっと詰まってる。県内一の人口密度。だとするとですね、ホームヘルパーの仕事には向いとる町なんじゃないかなと、ちょっと考えるわけであります。

ホームヘルパーの仕事っていうのは、直行直帰っていうんですかね、家から直接相手の家へ行ってそのまままた自分の家へ帰ってくると、そういう仕事をする人がかなり多いわけですけども、だとすると、こういうコンパクトな町で、利用者とヘルパーの家が近いと非常にやりやすいんじゃないかと。あんまり隣近所の人に来てもらうのは気兼ねじゃとかいろいろ逆なこともあるかとは思いますが、物理的には

非常に時間も効率よく仕事ができる。そういう意味では、府中はヘルパー向きの町、ひょっとしたらうまいことやるとですね、うちはヘルパー王国だというようなことに大げさに言うともそういういい町になりませんかということは考えるわけです。そういうことも含めながら、この地の利を生かした町ならではのアイデアはないものかと考えるわけであります。

以上、ちょっといろいろお話しましたけども、ヘルパーの実情、あるいは何かその支援とか対策どうすればいいのか、そこを考えたいと思ひまして質問いたします。よろしくをお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。6番田中議員の一般質問「訪問介護員（ホームヘルパー）の現状と課題」について答弁します。

介護保険法に基づく介護サービスは、介護予防も含み全部で26種類、54サービスあります。

また、介護サービスは、介護認定の度合いにより利用できる事業が異なり、その内容も大きく、居宅介護支援、訪問型サービス、通所型サービス、短期間の宿泊、小規模多機能型サービスの5分野に分けられます。

議員御指摘の訪問介護（ホームヘルプ）は、利用者（在宅の高齢者や障害者）が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ホームヘルパーが利用者の自宅を定期的に訪問し、食事・排せつ・入浴などの身体介護や、掃除・洗濯・買物・調理などの生活を支援する生活援助を行うものです。

在宅介護を担うヘルパーですが、介護労働安定センターが令和3年に実施しました介護労働実態調査によると、60歳以上が37.6%と全体の4割を占め、さらに70歳以上が全体の12.2%を占めるなど、議員御指摘のとおり、全国的に高齢化が進んでおり、平均年齢も54.4歳となっております。

本町においても、令和4年度に府中町社会福祉協議会が町内及び近郊の訪問介護事業所10か所のヘルパー158人にアンケートを実施したところ、回答者116人の約半数が60歳以上で、一番多い60歳から65歳が全体の20%を占めるなど、全国同様に高齢化が進んでいる状況です。

御質問の1点目、府中町内の家庭のホームヘルパーの利用状況、近年の推移などに

についてです。

一月当たりの利用人数及び利用回数の本町の実績は、令和元年度が294人で、5,716回、令和2年度は293人で3,918回と、コロナの影響もあり少し減少しますが、令和3年度は302人で4,026回、令和4年度は301人で4,069回と微増しております。

主には、要介護1及び要介護2の方は生活援助の利用者が半数を超え、要介護3から要介護5の方は身体介護を圧倒的に多く利用されている状況です。

また、ホームヘルプサービスの1年間の本町の給付費は、令和元年度は2億469万3,000円でしたが、令和2年度は2億2,316万7,000円、令和4年度は速報値ですが、2億2,983万1,000円となっており、介護報酬改定等に伴い増加傾向となっております。

御質問の2点目、府中町内の事業所のホームヘルパーの人員など供給状況についてですが、本町においては、町内の67の介護サービス事業所に対して、今年5月に実施しました介護サービス事業所等調査において、必要と考える介護保険サービス量に対し、不足していると感じるものについて、訪問介護が28.6%と最も高く、続くショートステイ17.5%と比較しても、10%以上高い結果となりました。さらに人材確保に困難さを感じている事業所は92.1%で、令和2年5月の前回調査の85.4%から6.7%上昇しており、介護サービスの人材確保は大きな課題となっております。

なお、本調査結果については、介護サービス事業所等における本町の現状把握と課題抽出・分析を行い、令和6年度からの3か年計画であります第9期介護保険事業計画に反映させていきます。

御質問の3点目、国の処遇改善策などヘルパーや事業所への支援はについてですが、国においては、現在、介護報酬算定に係る介護職員等の処遇改善を推進しております。給与水準を上げるための介護職員処遇改善加算、経験や技能を持つ職員へのインセンティブとなる介護職員等特定処遇改善加算、事業所内で柔軟な給与配分が可能な介護職員等ベースアップ等支援加算、さらに令和4年度にはコロナ克服のための経済対策として、介護職員を対象に賃上げ効果が継続される取組に対する介護職員処遇改善支援補助金など様々な処遇改善対策が講じられております。

御質問の4点目、県や近隣市町との連携、町独自の支援策などの検討はについてで

すが、町で今年実施しました介護サービス事業所等調査において、行政に望むことの第1位は、行政に提出する文書の簡素化・共通化で、全体の60.3%と高くなっております。同じように処遇改善加算の届出を行わなかった事業所の主な理由が、賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑、計画書や実績報告書の作成が煩雑などとなっており、計画書や実績報告書等の届出先である広島県においては、令和5年度分に関し、計画書等の様式の簡素化や提出期限の延長等、提出しやすい環境改善を図っております。

本町においても、町の所轄となる管内のサービス事業所等に、国の様々な処遇改善対策について周知を図るとともに、処遇改善加算の届出について、広島県と連携していきます。

なお現在、町独自の支援策の検討はしていませんが、今後も国や県、近隣市町の動向を注視しながら、改善策等について研究していきたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） 田中伸武です。御答弁分かりました。

府中町のヘルパーは、近隣も含めてということですが、町の社協のアンケートだと158人。これアンケートなので、実数かどうかはあれですけども、多いような少ないような。おおむね半数が60歳以上、高齢化社会をよく示しているところです。

我が家にも6人のヘルパーさんが交代で来てくれるんですけどね。みんな6人のうち5人はね、僕より年上、65歳の僕より年上。で本当によく働いてくれてるなと思うわけであります。そういう高齢化と人数。

先ほどの厚労省の介護職全体で見ても、介護職全体の65歳以上は14.6%なのに、その中の訪問ヘルパーだけに限ったら、24%、10ポイントも高い。65歳以上が10ポイント高く多いという高齢化ですね。そういうところでありますし、人材確保の困難さはもちろんヘルパーだけではないにしても、府中町でも3年前から比べるとちょっと悪化してるという状態。

なかなかどう対策を講じるか国の今の処遇改善に期待するところ大なわけでありまして、これが結果に結びつくかどうかというのは、何か難しいところだと思いますね。町の独自施策はやはりもっともっと研究する必要があると思いますが限界もあ

ると思います。

それで次の質問ですけれども、この現状をちょっともう少し実情を考えてみて御所見を伺いたいと思うわけでありますけれども、一つは処遇改善、先ほども国の介護職員処遇改善加算、あるいは特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算、結構な加算を国がお金を投入しとるわけですね。多くの事業者がそれ申請してるけど一部は事務の煩雑があってなかなか申請できないので、これは大いにバックアップするべきだろうと思うわけでありますけれども、この処遇加算は、例えば勤続10年の方だと場合によっては年収100万ぐらいアップするということになるようで、これがどう成り手不足に解消に結びついていくかと、難しいなという感じがするわけです。さっきの社協のヘルパーのアンケートを見てもですね、仕事の内容を考えてみると収入の満足度はまあまあというようところが結構あるわけですね。4割ぐらいの人が、仕事の満足度を考えると、収入はまあまあと。国の処遇改善が受けてのことなのかあるいは受ける前のことも含めてなのか、結構厳しい仕事なのに、まあまあだと。でも、ちょっと中身よく見るとそれ、70歳代のヘルパーさんが収入のところはまあまあ満足っていうのが多い。本当に働き盛りの40から60歳代の方は、収入としては不満があると、どうもそういう傾向なようですね。つまり、シルバー世代、老老介護といってもいいと思うんですが、シルバーのヘルパー、シルバーヘルパーはパートタイムで、ちょこちょこそれなりに働きがいから見ると、一定の満足あるかもしれんけど、仕事として考えるにはなかなかそうは言っていない、そんな側面も見えてくるような気がします。

そうするとですね、報酬を改善して加算して、それ大事なことですけれども、そこがどう結びつくかというのはなかなか難しいのかなと私も考えるわけであります。

来年は国の介護報酬の改定が行われる年でありますけれども、ヘルパー不足の改善策の一つとして、国が今考えているとされてるのが、訪問介護と通所介護を組み合わせる新たな複合サービスをつくるということのようですね。一つの事業所で施設の職員はちょっと余裕があって、訪問ヘルパーが足らんのならそれ両方できる、そういう仕組みに新たなサービスとしてつくろうということのようなんですけれども、これが全体としてのヘルパーさんの供給の増につながるのか、あるいはその事業所の中でのやりくりの中にそれが使われてしまって、あまり本当のヘルパーの増加にはつながらないんです。外に出向いていく過程のヘルパーの増にはつながらないのじゃないか。そういう見方もどうもあるようですね。いわゆるサ高住のような施設の中で、事業所と住

まいが一緒になるようなところだと、中でのやりくりで、出向いてくほどではないヘルパーさんが、ひょっとしたらこれで賄うことになるかもしれない。いろんな懸念がどうも新聞報道その他でも出ているようであります。でもその報酬改定合わせて、国もそういう制度設計のとも工夫しているようであります、これも府中でどうなるか見守りたいところであります。

それからこれもよく耳にするんですけども、同じヘルパーでやる仕事でも、さっきの身体介護、飯・風呂・うんちですね、それと、生活介護、料理・買物とか、それでは点数が違うと。やっぱ何しろうんちのほうは点数高くて、調理とか買物とか掃除とかは点数が低い。ざっと2倍の開きがある計算になるようですけども、そうすると、訪問ヘルパーの場合、そういう生活支援のことをやると、時間は同じように取られても、収入としては事業所にとっては、小さなところでは、なかなかという声もあるやに伺うわけです。中小の事業所と、やっぱ大手の事業所では、やはり抱えている利用者さんも違うでしょうし、その利用者の家庭の要介護度も違うから、そもそも単価が違うと。重たい利用者を抱えると単価が高くて、身体介護もやって、悪い言葉で言う稼げると。程度の軽い利用者だとなかなか収入が得られないと。ますますヘルパーさんもうまく回らない。土日だとか、時間とか、そういう問題もあったりする。こちら辺も細かい業界内部のやりくりかもしれせんけども、ヘルパー不足をバックアップするために、一つ考える手段じゃないかと思うわけであります。

いろいろ御答弁聞きながら、あるいはちょっと調べながら考えてみるとですね、基本はやっぱりヘルパー、介護職の。

長い。いや何か今議長が首ひねりながら、こうやってこっち見て。長い。

○議長（梶川三樹夫君） いえ、大丈夫です。休憩をいつ入れようかということで。大丈夫です、大丈夫です。

○6番（田中伸武君） すいません。いや、なんか議長がにらみつけて首ひねるものだから。ごめんなさい。

そう考えてみるとですね、基本的にやっぱり待遇改善なり報酬のいろんな不公平感をなくすということは、そういう仕組みづくりでは大事なことだろうと思いますけど、もう一つはやはりニッチなところのサービスといいますか、家庭だとか、あるいはぎりぎりヘルパー頼もうか、施設入れようか、すれすれのところで頑張ろうかなっていう人たちのところを何か救済したりバックアップする、そういう手だても自治体とし

ては、工夫する余地があるんじゃないかと思うわけであります。先ほどの高齢化の話でいうと、ヘルパーはむしろ若返らなくてもいいのかなんてことも考えるわけであります。

府中町には、高齢者への支援と全く逆の乳幼児を保育する家庭支援の策として、いわゆるプラチナ手当と呼ぶ制度がありますね。保育園に入れない、入らないで、家族やおじいちゃんおばあちゃんが面倒見る場合、月1万5,000円出すと。これ結構何人人気があって、この5年ぐらいずっと利用者がおるわけですけども、これ逆にじじばば手当じゃなくて、じじばばを面倒見るという、そういう制度もひょっとしたら考えられるんじゃないかと思ったりするわけであります。

これも僕、調べながら知ったんですけども、介護保険がスタートした二十数年前、そういう家族向けの支援をどうするかという議論が相当あって、家族手当を出したほうがいいんじゃないか。家族で支援する。面倒見る場合手当出した方がいいんじゃないかという議論もかなりあったということだそうであります。亀井静香さんなんかあたりは、日本人のメンタリティーから家族手当、絶対やらにゃいけんと言ったというエピソードがあるようであります。結局はでも介護保険は社会全体でみんなで助ける制度だからということで、そういう家族手当が見送られてスタートしたわけでありますけども、その代わりそのときの議論を踏まえて、自治体によっては、いわゆる家族介護慰労金という制度、かなりの自治体が設けておる。介護保険を使わずに家族が面倒を見た場合、1年間、保険使わず面倒見たら10万円出すよというのが標準的な制度のようですけども、そういう家族介護慰労金という制度が自治体独自で結構導入されている。広島県の場合も半数以上の自治体でどうも制度があるようですけども、幾つか聞いてみたら、利用者はほんの数人だったりするわけですね。あ、意外に少ないなと。広島市も2人だとかって、えっとかって思うわけですが、いや、実はスタートしたときはもっと70人もおったんですよと。あんたPR不足じゃないねって言ったら、いや、そういう面もあるかもしれません。制度自体知られてないわけですね。そういう家族に手当を出すことのよしあしというのはあるんじゃないかもしれませんけども、ニッチなところをカバーするという意味じゃ面白い制度かもしれません。さっきのプラチナ制度の逆プラチナのような意味でありますよね。

ほかにもボランティアを組み合わせる仕組みもあるようですけども、これもなかなか賛否両論あったりして、制度としては広がってないというふうにもお聞きします。

いずれにしても、ヘルパーを増やす、待遇を上げる。同時に、ヘルパーを必要とする家を減らすというのもヘルパー充足率を高める一つの策かなと。家庭の側にそういった仕組みを入れていくのも一つの手かなという気はするわけでございます。

いささかちょっと提案じみた話になってしまいましたけども、ヘルパーの不足とその充足考えるということは今後もやっていきたいと思えます。

以上の私のお考えについて、何か御所見があれば伺いたいと思えます。

○議長（梶川三樹夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。数々の御意見をいただいたと思えます。議員御指摘のとおり、ヘルパーも含めた介護職員の不足の解消とか、高齢者の対策は本当に大きな課題の一つと考えております。今、独自の施策、具体的に考えているところではないのですが、まず国や県、周辺市町の情報収集に努めて町としての解決策の方向性をこれからまた調査研究していきたいと思えます。また第9期計画も準備しておりますので、また町としての計画も立てていきたいと思えます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第6項、訪問介護員（ホームヘルパー）の現状と課題について、6番田中議員の質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は11時です。休憩。

（休憩 午前10時47分）

（再開 午前11時00分）

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 続いて、厚生関係第7項、農業用ため池について、12番力山議員の質問を行います。

12番力山議員。

○12番（力山 彰君） 12番力山です。要点を絞って簡潔に質問を行いたいと思えますので、協力をよろしくお願いいたします。

質問事項です。農業用ため池についてお伺いします。

質問趣旨です。水分峡は、現在は広く公園として整備されていますが、榎川の上流、水源として、昔から農業用水の供給元という側面を持っています。

石ころび池や大堰堤などの農業用ため池は現在も利用されていますが、府中町で農業をされている方が少なくなった今、こうした面があることを知り得る機会も少なくなったのではないかと思います。

全国的に照れば渇水、降れば豪雨と、今後も気候が激しくなると言われている中、都市化の進む府中町に自然の安らぎをもたらしている公園があり、その公園に農業用ため池があることは、そこに昔からの府中町の姿を残しているという意味で、大変貴重なことのように思います。そこでお伺いします。

- 1、水分峡に所在する農業用ため池は何か所ありますか。
- 2、農業用ため池それぞれの貯水量はどの程度ですか。
- 3、渇水期、農業用水として何日程度供給できますか。
- 4、過去の供給実績は。
- 5、現状、ため池から農業用水を利用できる耕作地はどの程度ありますか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（森本雅生君） おはようございます、町民生活部長です。12番力山議員からの一般質問「農業用ため池について」に答弁します。

議員御質問の農業用ため池とは、人工的に造られた堤体及び取水設備で構成され、農業用水の供給のために使用される貯水施設のことをいいます。

農業用ため池が必要な農地は、昭和30年代後半から急速に宅地化が進み、平たん部の農地が宅地化されるとともに、山林部の開発が行われたことにより、農地は少なくなっているところです。

それでは5つの御質問に答弁します。

1つ目の御質問、水分峡に所在する農業用ため池は何か所ありますかと2つ目の御質問、農業用ため池それぞれの貯水量はどの程度ですかについてですが、水分峡内にある農業用ため池は、石ころび池と水分堰堤の2つで、貯水量は台帳上の数字となりますが、石ころび池は1万1,250立方メートル、水分堰堤は3,200立方メー

トルです。

次に、3つ目の御質問、渇水期、農業用水として何日程度供給できますかについてですが、詳細に検討したことはありませんが、台帳上の2つのため池の貯水量合計は1万4,450立方メートルとなり、ため池が満水状態で上流からの水の供給がないと仮定した場合、最下流の水分堰堤の取水能力が毎秒0.06立方メートルですので、単純計算で約67時間、日数にして二、三日程度供給が可能となります。

続いて、4つ目の質問、過去の供給実績はについてですが、平成19年に農業用水利用者同士の調整のため、樋門を開けて放流したことがあります。それ以前については記録がなく、把握できておりません。

最後に5つ目の御質問、現状、ため池から農業用水を利用できる耕作地はどれくらいありますかについてですが、ため池の水は、御衣尾川、榎川に流し、ため池の水を直接配水しているものではありませんが、台帳上のかんがい受益地は9ヘクタールで、現在の稲作付面積は約3アールです。なお、畑についても利用されている状況ですが、面積の把握はしておりません。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

12番力山議員。

○12番（力山 彰君） では2回目の質問をします。答弁ありがとうございました。

次に、水分峡内の農業用ため池としての機能と、少し視点を広げて、町内のため池、特に防災重点農業用ため池について伺います。

まず、水分峡内の農業用ため池についてですが、先ほどの答弁で、水分峡の大堰堤と石ころび池は、農業用ため池であることが確認できました。また、16年前、農業用水が不足したとき、樋門を開け放水した実績があること、及び農業用水としての供給可能日数などについても答弁いただきました。16年前の放水では、2つのため池はほぼ空になったと聞いております。

水分峡からの農業用水は御衣尾地区、上岡田地区、石井城地区など田んぼや畑などに供給されています。これらの地区の耕作面積は、現在も16年前とあまり変わっていません。農業用ため池は、いつ起こるか分からない干ばつに備え建設されたものです。今後も農業用ため池としての機能維持を続けていかなければなりません。そこで2点お伺いします。

1、再び農業用ため池に土砂が堆積してきています。しゅんせつの計画はありますか。

2、数年前に石ころび池のしゅんせつが行われましたが、そのときの費用は幾らかかりましたか。

次に、町内の防災重点農業用ため池についてお伺いします。

この防災重点農業用ため池というのはあまり聞き慣れない言葉でございます。町長は、令和5年度施政方針の中で、農業用利用もなく、災害時に人的被害のおそれがある防災重点農業用ため池の廃止工事を行いますと述べられています。そこで4点お伺いします。

一つ、防災重点農業用ため池とはどういったものですか。府中町に防災重点農業用ため池は何か所ありますか。

2、農業用利用もなく、災害時に人的被害のおそれのある防災重点農業用ため池の廃止工事を行いますとあるのは、どのため池のことですか。

3、防災重点農業用ため池として指定を受けた後、住民への周知はどのように行われましたか。

4、防災重点農業用ため池は、広島県が劣化診断、豪雨診断、耐震診断などの詳細診断を実施されていると聞いています。広島県ホームページのため池詳細診断結果の一覧表を見てみますと、広島市や海田町などのため池の評価結果は記載してあるものの、府中町の防災重点農業用ため池の評価結果は全くなく、記載がありません。府中町の防災重点農業用ため池の詳細診断は実施されたのでしょうか。詳細診断が済んでいるのであれば、その結果はどうでしたか。

以上4点について、合計6点について答弁をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（砂崎勇介君） 環境課長です。12番力山議員からの2回目の御質問に答弁いたします。

まず水分峡内の農業用ため池に関する2つの御質問に答弁させていただきます。

1つ目の御質問、しゅんせつ計画についてですが、部長の答弁でもありましたとおり、2つの池から農業用水を供給している水稻作付面積は、現在約3アールとなって

おります。平成18年当時の約9アールに比べ、3分の1程度まで減少しており、それに応じて必要水量も減少している状況でございます。

こうしたことから、現時点でしゅんせつする計画はございませんが、引き続き農業用水の確保に努めてまいりたいと考えております。

2つ目の御質問、数年前の石ころび池のしゅんせつ費用についてでございますが、令和2年度から令和3年度にかけて土砂撤去工事を実施いたしました。これは令和2年の7月豪雨災害により山中から流出した土砂によってため池が埋まったため、災害復旧工事として流入した土砂を撤去したもので、工事費は約4,500万円でございます。

続きまして、町内の防災重点農業用ため池に関する4つの御質問に答弁いたします。

1つ目の御質問、防災重点農業用ため池ですが、防災重点農業用ため池とは決壊した場合の浸水想定区域内に家屋や公共施設などが存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池でございます。町内には石ころび池、水分堰堤、午王田ため池の上段、下段、永田池、以上の5か所ございます。

2つ目の御質問、農業用利用もなく、災害時に人的被害のおそれがある防災重点農業用ため池の廃止工事、これを行うため池につきましては、永田池のことです。令和5年度予算に工事請負費を計上しているところでございます。

3つ目の御質問、防災重点農業用ため池として指定を受けた後の住民への周知についてでございますが、広島県がため池マップを作成し、ホームページで公表しているほか、町では令和2年4月作成の総合防災マップ、こちらのほうにその時点でのため池情報を掲載しております。また、現在ではウェブハザードマップに最新のため池情報を掲載し、周知を行っているところでございます。

最後に4つ目の御質問、府中町の防災重点農業用ため池の詳細診断についてでございますが、5か所のうち、石ころび池、水分堰堤、この2か所につきましては、今年度詳細診断を行うと伺っております。診断結果に基づき、ため池ごとに今後の対策などを検討し、適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

永田池、午王田ため池の上段、下段、こちらの3か所につきましては、既に廃止をすることになっているため、詳細診断の実施予定はございません。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

12番力山議員。

○12番（力山 彰君） 答弁ありがとうございました。ただいまの答弁において、府中町内の防災重点農業用ため池の詳細診断はまだ実施していないとの答弁をいただきました。防災に関する大切なことなので、早急に詳細診断を進めていただくよう、広島県に要望していただくようお願いいたします。

続いて、水分峡の農業用ため池について質問いたします。というよりこれは要望でございます。

2回目の質問で、農業用のため池に土砂が堆積していますと、しゅんせつの計画がありますかとお聞きしたところ、現在しゅんせつする計画はないとの答弁でございました。

今回私がこの質問をさせていただきましたのは、水分峡の満々と水が蓄えられた景観の復活を望む人々の声が非常に多く寄せられているからです。私が議員になりました11年たちましたが、今回のように同じ要望が多くの人々から寄せられたという案件は今までございません。この要望は私以外の議員さんにも、それぞれ多数の方から寄せられているのではないかと思います。

水分峡は古くから町民に親しまれてきた町内一の景勝地で、その中にあるため池は常に水が蓄えられ、その周りの木々や川の流れなど相まって、自然豊かで心安らぐすばらしい景観がつくり出されています。

この水分峡は、松くい虫による松枯れにより荒廃してきたため、昭和60年度から災害のない山づくり、森林レクリエーションの場の提供をコンセプトに広島県によって森林整備が進められ、平成9年度に水分峡森林公園として完成しました。しかし現在、水分森林公園内のこのため池に徐々に土砂が堆積してきています。このままでは農業用ため池としての機能が失われ、渇水期など川の水が減少したときに、農地への水の供給ができなると同時に、自然豊かで心安らぐすばらしい景観も失われてしまいます。

府中町で農業されている方を守るためにも、そして水分峡森林公園の自然豊かで心安らぐ景観を維持していくためにも、ぜひ何らかの処置をお願いしたい。住民の方々の声に応えていただきたいということを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第7項、農業用ため池について、12番力山議員の

質問を終わります。

以上で、厚生関係の質問を終わります。

続いて、建設関係の質問を行います。

建設関係第1項、今後の府中町の地域公共交通について、7番山口議員の質問を行います。

7番山口議員。

○7番（山口晃司君） 今後の府中町の地域公共交通について質問をいたします。

府中町はコンパクトな町の中に、向洋駅、天神川駅、矢賀駅と最寄りの駅が3つあり、路線バスも充足しています。また、広島駅から新幹線等を利用した県外への移動も容易に行え、さらに高速道路のインターチェンジも町内に2か所あり、広島空港へのアクセスや、県内外への移動手段に様々な選択肢がある、全国の市町村の中でも交通利便性に優れた町だと思います。

その交通の核を担う公共交通については、モータリゼーションの進展や人口減少、高齢化などにより公共交通を取り巻く状況は厳しさを増しています。また新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業収益の低下や利用者の減少を招くなど、いわゆる負のスパイラルに陥っている状況も見られ、このままでは地域で公共交通が成り立たなくなる可能性があります。

府中町においては、一般事業者の路線バスや鉄道などに加え、それらの交通を補完するために町が導入したつばきバスにより、地域公共交通は成り立ってきました。その後、先ほど述べた公共交通を取り巻く状況の変化を受け、府中町では便利で持続可能な地域公共交通ネットワーク構築のために「誰もがお出かけしやすい公共交通」を基本目標として、平成30年2月に各公共交通事業者や住民の代表者などが参加する府中町公共交通協議会を発足し、令和元年11月には府中町地域公共交通網形成計画を策定されています。

計画策定後は、協議会で議論を重ねた上で、つばきバスのルート及びダイヤの変更や、清水ヶ丘、桜ヶ丘地域へのデマンドタクシー、うぐいす号の導入を行い、お出かけしやすいまちづくりを進めてきたところかと思います。

便利な公共交通を持続させていくために、引き続き計画に沿って様々な施策を進める一方で、計画策定から約4年が経過し、新型コロナウイルスの影響や燃料費・人件費の高騰など、公共交通を取り巻く状況は策定時とは大きな変化が生じていると思い

ます。

そこで、計画策定後の府中町の地域公共交通（つばきバス・うぐいす号）の利用者数の状況と今後の計画の在り方について教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。7番山口委員からの御質問「今後の府中町の地域公共交通について」答弁いたします。

府中町では、平成26年に改正された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、議員御指摘のとおり地域公共交通の厳しい現状と課題に取り組むため、府中町地域公共交通網形成計画を令和元年に策定し、便利で持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を目指し、公共交通施策に取り組んでいるところでございます。

その取組については、令和4年5月の全員協議会で御説明いたしましたが、つばきバスについては、運行ダイヤ・ルートを見直し、実証運行を経て令和4年6月から本運行を開始しております。

また、平成15年の運行開始以降、運賃100円で運行しておりましたが、令和4年10月から運賃を150円に改定し、小学生・障害者割引や定額サービスを導入いたしております。

併せて、公共交通不便地域を対象にデマンドタクシー「うぐいす号」の運行を、試験運行・実証運行を踏まえ、令和4年10月から開始しております。

それでは、議員御質問のうち、令和元年の府中町公共交通網形成計画策定後のつばきバス・うぐいす号の利用者数について答弁いたします。

まず、つばきバスの利用者数については、令和元年度が18万3,335人、令和2年度は12万8,914人、令和3年度が11万7,701人、令和4年度は12万2,217人となっております。令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの影響により、利用者数の減少が続きました。令和4年度は、緊急事態宣言、まん延防止措置の発令がなく、利用者数が増加に転じましたが、コロナ前の令和元年度比では、利用者数は約67%となっております。こちらについては、つばきバスは高齢者の利用が多く、人が集まる場所を避ける外出控え等が影響していると考えております。

続けて、うぐいす号に関しては、10人乗りのジャンボタクシーにより試験運行を

開始した令和３年８月の利用者数は１７４人でございましたが、令和４年８月からタクシーを５人乗りに小型化し、運賃を１５０円から２００円に変更いたしました。令和５年３月の利用者数は４１３人、令和４年全体では３，６８２人となり、利用者は順調に伸びている状況でございます。

続いて御質問のうち、今後の府中町公共交通網形成計画の在り方について答弁いたします。

本計画は、議員御指摘のとおり、策定から５年が経過し、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減少など、公共交通を取り巻く状況は大きく変化しております。

また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が令和２年６月に改正され、地域公共交通網形成計画に代わり地域公共交通計画の策定が努力義務化されたことを踏まえ、今年度、府中町地域公共交通計画へ改訂を行います。本改訂により、令和元年度の計画策定以降に行った施策、つばきバスの運行ルート・ダイヤ変更や運賃改定及びうぐいす号の導入に関する内容を計画に反映させてまいります。

併せて、地域公共交通計画の各施策に対し、利用者数や収支など、定量的な目標を定め、公共交通協議会で、今後、目標値の評価、改善策などを議論・検討し、便利で持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を図ってまいります。

地域公共交通を取り巻く状況は、人口減少、少子高齢化や運転手不足がさらに進むことを考慮し、社会情勢の変化や地域課題に対応していく必要がございます。このため、交通事業者、利用者、行政といった多様な関係者が、それぞれの役割を意識しながら公共交通協議会などで意見を出し合い、計画の基本方針である「広島で一番『おでかけ』しやすいまち」となるよう努めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君）　２回目の質問ございますか。

７番山口議員。

○７番（山口晃司君）　御答弁ありがとうございます。

うぐいす号に関しては、本運行開始後、順調に利用者が伸びている一方で、つばきバスは新型コロナウイルスの影響を受けて利用者数が落ち込んでいると答弁にありました。その中でつばきバスについては、ルート・ダイヤの変更を行い、１０月からは平成１５年１０月からの運行開始以降、初めて運賃改定を行い、大人１００円の料金

が150円に値上げされました。運賃の改定は、利用者数や収益に影響を及ぼすと思いますが、運賃改定前後の利用者数と収支の状況について伺います。

また、デマンドタクシーうぐいす号に関してですが、昨年5月の全員協議会での説明では、共通乗降場所については、イオンモール広島府中や、府中町役場前など計6か所に設置しており、運行対象地区の清水ヶ丘、桜ヶ丘地区は自宅付近とのことでしたが、対象地区内に乗降所は設置されていますか。

また、試験運行の開始から昨年の10月末に本運行に移行いたしましたが、利用者の方からどのような声が届いていますか。

以上、2点について御答弁お願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

都市整備課長兼職次長。

○建設部次長兼職都市整備課長（礪亀 智君） 都市整備課長兼職次長です。7番山口議員からの2回目の御質問、つばきバスの運賃改定前後の利用者数と収支の状況、それとうぐいす号の乗降場所と、利用者からの声について答弁いたします。

つばきバスの運賃改定は、先ほどの建設部長の答弁のとおり、厳しい社会情勢の中でつばきバスを持続的に運営していくために、令和4年10月から普通旅客運賃をこれまでの100円から150円へと値上げした一方で、障害者や小学生に割引料金を設定し、30日間乗り放題パスを新たに導入するなど、交通弱者や日常的に利用される方へ向けた取組を開始したものです。

では、議員御指摘の改定前後の利用者数に関してですが、運賃改定を行った令和4年度下期のつばきバスの利用者数は、5万7,413人で、前年、令和3年度下期の利用者数5万6,914人よりも約500人多い結果となり、運賃改定にもかかわらず、引き続き多くの方に御利用いただいております。

また、収支に関しましては、令和3年度下期の運行収入が約570万円であったのに対し、令和4年度下期の運行収入は約800万円と約40%増加しており、運賃改定の効果はあったと考えております。

続けての御質問、清水ヶ丘、桜ヶ丘地区の乗降所と、利用者から寄せられた声についてです。

まず、両地区内の乗降所の場所についてですが、地区内に所定の乗降所は設けず、自宅前まで送迎する予約型としております。試験運行時は10人乗りのジャンボタク

シーで運行しており、タクシーの進入が難しいお住まいの方については、車両が進入可能な場所まで歩いて乗車いただいていたため、令和4年5月の全員協議会では、両地区の乗降場所につきましては自宅付近と説明いたしましたが、現在本運行に移行し、5人乗りの乗用車タイプに変更したことにより、ほぼ全ての方の御自宅まで送迎可能となっており、利便性が高まったという声をいただいております。

また、清水ヶ丘、桜ヶ丘両地区は勾配のきつい坂道が多いことから、買物や通院などが便利になったという声もいただいております。

一方で、利用時は電話で御予約していただくことになりますが、運行開始当初は電話がつながりにくいといった御意見が寄せられておりました。これにつきましては、運行事業者と協議し、予約の専用回線を設け、改善を図ったところでございます。

寄せられた意見につきましては、今後も公共交通協議会などで報告し、町地域公共交通の利便性の向上と運行の効率化を図ってまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

7番山口議員。

○7番（山口晃司君） 御答弁ありがとうございます。

3回目の質問はどちらかというと要望になるのですが、つばきバスは令和4年6月にルート変更を行いましたが、向洋駅の高架化が完成するまで、駅に直接接続されません。高架化の進捗に合わせ、広島県やバス、鉄道事業者と協議を進め、つばきバスの向洋駅接続が早期に実現できるよう取り組んでいただきたいと思います。

また、府中町地域公共交通網形成計画は、今年度改定を行うとのことですが、町民にとって有益な取組を実現していくため、町民の意見をしっかりと聞いていただき、利用者、事業者、行政が一体となって、誰もがお出かけしやすい公共交通を目指して進めてもらいたいと思います。

最後になりますが、今後は少子高齢化がさらに進んでいきます。若いうちは自動車や電動自転車などで移動することができても、年齢を重ね、高齢になると免許も返納しなければなりません。自転車も乗ることが難しくなります。また、路線バスやつばきバスを利用しても、バス停から荷物を持って歩くのはしんどくなっていきます。このことは、高齢者だけではなく、障害を持っておられる方々も同様です。

大東建託が毎年まとめている街の住みこち&住みたい街ランキング2023で、

府中町は住みこち自治体部門で、中国地方で4年連続、広島県では5年連続でトップとなりました。大変誇らしいなと思います。

今後も魅力ある誇らしい町であるためにも、子どもたちやその子育て世代はもちろん、お年寄りや障害者にも優しいまちづくりを進めてもらいたいと思います。その中で、高齢者、障害者の移動手段や施策についてもしっかりと議論、検討し、取り組んでいただくことを要望させていただき、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第1項、今後の府中町の地域公共交通について、7番山口議員の質問を終わります。

続いて、建設関係第2項、交通弱者の歩行環境について、4番狩野議員の質問を行います。

4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番狩野でございます。よろしくお願いいたします。一般質問通告書に従い、交通弱者の歩行環境についての質問を行います。

これまでも一般質問の場で多くの議員が歩道の整備、バリアフリーについて質問をされています。住民を交通事故から守り、安全安心なまちづくりのために歩道が非常に重要なものであることから、多くの議員の皆様が質問をされてきていると思います。そうした中で、これまで府中町として歩道整備に取り組まれてきており、現在も行われてきていると承知をしております。

私も同様に、歩道は非常に重要なものであると認識をしている中で、今回は交通弱者と言われる障害者の方が問題なく歩道を使えるかを中心に、現状の整備状況についての質問をさせていただきます。

府中町内を歩いていますと、歩道に設置している視覚障害者誘導用ブロック、一般的に点字ブロックと呼ばれているものですが、その視覚障害者誘導用ブロックが場所によっては一部が欠損をしていたり、磨耗している場所がございます。このような不具合は、視覚障害者の方が利用する際に転倒などの危険もあり、誘導用ブロックとしての機能が果たされているのかという思いから、視覚障害者誘導用ブロックの管理はどのようなになっているのかが心配になり、府中町ホームページで確認したところ、補修計画が作成されていることが分かりました。

府中町では、令和3年2月に視覚障害者誘導用ブロックの維持補修に係る計画書が

作成され、現在ブロックの整備が行われています。計画書の目的として、誘導用ブロックの損耗をしている箇所が幾つかあり、かえって視覚障害者の歩行を危険にしている声があり、広島県の交通安全事業設計要領の中でも、損耗・破損が見られた際には、直ちに復旧などの措置をすることが求められていると記されております。

この計画は、実際に町内を踏査して誘導用ブロックの確認を行い、不具合箇所が抽出され、策定されたものです。職員が踏査をして確認することで、補修箇所の抜けや漏れをなくし、適切な補修が実施され、視覚障害者の安全安心につながると思います。

計画期間は令和３年度から令和１２年度までの１０年間とされており、５年ごとに計画の見直しがされることになっています。

また補修計画の中に、データとして、現在の町内の歩道での視覚障害者誘導用ブロック設置率が記載されており、歩道総延長が町道と県道合わせて約４０キロメートルで、視覚障害者誘導用ブロックが設置されている距離はその中で約２７キロメートルとされており、設置率は約６８％となっております。そのうち、損耗率が約８％とされています。

以上を踏まえ、現在、計画書に基づき実施されている視覚障害者誘導用ブロックの維持補修の状況確認を含め、交通弱者の歩行環境について４項目の質問を行います。

１、歩道の視覚障害者誘導用ブロック設置率が約６８％となっておりますが、ブロックが未設置の箇所は歩道の幅が狭いなどの理由から未設置の状況なのでしょうか、未設置の要因について伺います。

また、今後、設置率を向上させる可能性の有無についても併せて伺います。

２、現在までの補修の進捗状況について伺います。

３、令和３年度から１０年間で誘導用ブロックの補修を実施していく計画とされていますが、視覚障害者が安全に移動する重要な装備であり、短期間での完了計画で取り組む必要があると考えますが、１０年間という計画の考えについて伺います。

４、前回の定例会において、府中町通学路交通安全プログラムについての一般質問を行いました。毎年ＰＴＡが通学路での危険箇所を抽出し対策要望を提出するというものです。同じように、障害者を含む交通弱者と言われる方々からの歩道の改良などの改善要望はあるのでしょうか。改善要望の有無について伺います。

以上、４点についてお聞きします。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。

4 番狩野議員からの御質問「交通弱者の歩行環境について」 答弁いたします。

平成 12 年に高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、いわゆる交通バリアフリー法が施行され、その後、高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、利用者や整備の対象範囲を拡大しつつ、一層のバリアフリー化を進展させることとして、平成 18 年に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法が施行されております。

バリアフリー法の施行に合わせて、全ての人々が安全で安心して利用できる道路空間のユニバーサルデザイン化を目指し、バリアフリー法に基づく特定道路の新設または改築を行う際に適合させる基準として、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令が定められました。

この道路移動等円滑化基準は、道路の構造の遵守すべき最低基準を定めているものであり、バリアフリー法の特定道路に課されるだけでなく、その他の全ての道路に対して適合の努力義務が課されております。

府中町においても、平成 24 年 12 月に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第 162 条の施行に伴い、町道に係る移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、国が定める基準を参酌して、同内容の基準を定めた条例を制定しております。

こうした背景の中、既に町内の歩道に設置済みで磨耗・破損している視覚障害者誘導ブロックを計画的に補修するため、令和 3 年 2 月に視覚障害者誘導用ブロックの維持補修に係る計画を策定し、順次整備しております。

御質問 1 の歩道の視覚障害者誘導用ブロックの設置率が約 68% となっている理由、また、設置率を向上させる可能性の有無について答弁いたします。

国が定める道路の移動等円滑化に関するガイドラインでは、視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者の利便性の向上を図るために、視覚障害者の歩行上必要な位置に、現地での確認が容易で、しかも覚えやすい方法で設置すると定められ、ブロックの設置幅や形状などが規定されております。

視覚障害者誘導用ブロックが未設置となっている歩道については、議員御指摘のと

おり幅員が狭い路線や、植樹帯などが設置してある有効幅員が狭い路線などで、国の規定する設置幅などが確保できないため未設置となっております。

植樹帯については、今後、町内会と相談しながら、可能であれば部分撤去を行い、新たに視覚障害者誘導用ブロックの設置率及び視認性の向上を目指してまいります。

質問２の現在までの間での補修の進捗状況について答弁いたします。

町内の県道及び町道の歩道において、令和３年度、４年度の合計で、１７８メートルの補修を行っております。

また、歩道内に占用する水道管、ガス管などの更新工事に合わせ、令和３年度、令和４年度の合計で、５９９メートルの視覚障害者誘導用ブロックの更新を行っております。

質問３の令和３年度から１０年間で誘導用ブロックの補修を実施していく計画期間の考え方について答弁いたします。

計画期間については、実態に沿った計画となるよう誘導用ブロックの点検調査を加味し、５年ごとに計画の見直しを行うこととし、おおむね五、六年と想定しております誘導用ブロックの耐用年数を考慮した上で、現地調査等により磨耗状況を踏まえ、健全度の低い箇所から補修していくこととしております。

なお、事故等による破損については随時補修を行っております。

質問４の障害者を含む交通弱者と言われる方々から歩道の改良等改善要望について答弁いたします。

部分的な改善要望を除き、これまでに歩道等の改善要望書などによる要望はございませんが、府中町第４次総合計画策定時には福祉関係団体の方々にヒアリングを行い、道路のバリアフリー化など、道路行政に対する要望がございました。

このことを受け、令和３年に視覚障害者誘導用ブロックの維持補修に係る計画書を策定し、順次補修を行っているところでございます。

バリアフリー法において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、単独でまたは共同して、当該市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化の促進に関する方針及び移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を作成するよう努めるものとされております。

今後については、多くの人が集まり、またその移動が通常徒歩で行われる場所であ

るＪＲ向洋駅周辺で、現在事業実施中である広島市東部地区連続立体交差事業及び区画整理事業において、歩行者動線も考慮したバリアフリー法に基づいた歩道等の整備を行う予定としております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ２回目の質問ございますか。

４番狩野議員。

○４番（狩野雄二君） 御答弁ありがとうございました。

視覚障害者誘導用ブロックの設置率の向上については、歩道の環境により困難であるとのことでしたが、関係団体や関係者と調整を行っていただき、設置率の向上に向けての取組をお願いします。

視覚障害者誘導用ブロックの補修は、耐用年数を加味して計画が立案され、計画的に補修をされているとのことでしたが、少しでも早期に補修が完了するように事業の前倒しを検討していただくことをお願いしておきます。

交通弱者と言われる方々からの要望は、第４次総合計画策定時に福祉関係団体からのヒアリングが行われ、視覚障害者誘導用ブロックの維持補修に係る計画書に反映されたとのことでした。今後整備される向洋駅周辺では、バリアフリー法に基づいた整備がされますが、福祉団体などの意見も十分に聞いていただき、整備を行っていただきたいと思います。

それでは、再質問をいたします。視覚障害者以外で車椅子を利用される方、高齢者の方などの交通弱者と言われる人やベビーカーを利用されている方が安全に利用できる歩道整備も必要です。

視覚障害者誘導用ブロックから歩道全体に目を向けてみますと、歩道に上がる段差や勾配が大きいものがあります。

２００６年、平成１８年のバリアフリー法の施行により、歩道に関する基準が設けられ、府中町においても条例で各種基準が設けられました。歩道の縦断勾配、これは縦断面での勾配のことですが、５％以下とするものとされ、地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては８％以下とすることができるとされています。

このように条例が制定されており、バリアフリー法を満足した歩道等が整備されていく状況にございますが、現状の歩道の整備状況について２点質問をいたします。

1、バリアフリー法が施行される前に造られた歩道も多く、多くの場所に存在していると思いますが、バリアフリー法を満足している歩道はどのくらいあるのでしょうか。また、基準を満足していない歩道の対策などについて伺います。

2、第4次総合計画では、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境づくりに取り組み、道路や公共施設等のバリアフリー化を推進し、移動空間などの質の向上を図るとしています。また、先ほど建設部長からも、高齢者、障害者の移動等円滑化の促進を図るための基本的な構想を作成することに努めると御答弁がございました。そこで伺います。

現在、建設部で策定されている計画で、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに関する計画はあるのでしょうか。あれば、計画に基づいた整備の進捗状況についても併せて御答弁お願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁に入る前に、ここで昼休憩にしたいと思います。再開は13時からといたします。休憩。

再開は10時40分からといたします。休憩。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 午前中に続いて答弁をお願いします。

維持管理課長。

○維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長です。4番狩野議員からの2回目の質問のうち、バリアフリー法を満足している歩道についてと、基準を満足していない歩道の対策について答弁します。

平成18年に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法が施行され、国が定める道路の移動等円滑化に関するガイドラインに基づいて新設整備された歩道は、町道鶴江鹿籠線の一部区間と町道南小学校青崎東線の一部区間の合計約500メートルとなります。

バリアフリー法が施行される前に整備された歩道については、部分的に基準に適合している歩道もありますが、縦断勾配や横断勾配、幅員などが基準に適合していない

歩道もあります。

今後、歩道を含む道路改良を実施する際には、歩道に隣接する家屋所有者の方に改良の趣旨を説明し、車両等の出入りに支障のない範囲で、バリアフリー化に向け協力をお願いしながら進めてまいりたいと考えています。

私からの答弁は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 都市整備課長兼職次長。

○建設部次長兼職都市整備課長（礪亀 智君） 都市整備課長兼職次長です。4番狩野議員の2回目の御質問のうち、現在建設部で策定しているユニバーサルデザイン、バリアフリーに関する計画についてと、計画に基づいた整備の進捗状況について答弁いたします。

建設部では、平成28年3月に策定した府中町都市計画マスタープランにおいて、都市施設等の整備方針として、歩行者に優しい道路整備を重視し、歩行者空間の一層の充実と拠点地区等での歩行者空間のバリアフリー化を推進することで、地区拠点内での移動環境の向上を図ることとしております。

整備に関しては、町内会に意見などを伺いながら、議員御指摘の視覚障害者誘導用ブロックの維持補修に係る計画に基づく補修や関係法令、国土交通省が策定している道路の移動等円滑化に関するガイドラインに基づき、都市計画道路青崎池尻線などの県道や、大須上岡田線、南小学校青崎東線などの町道の整備を進めております。

また、都市公園・緑地についても、地域住民の意見などを反映した公園交流空間づくりを推進し、子どもが安心して遊べる公園、多様な住民ニーズに対応した魅力ある公園づくりに努めており、公園施設のリニューアルなどを行う際には、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが安心して使いやすい公園となるよう、整備を進めております。

答弁は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番狩野です。御答弁ありがとうございました。

最後は質問というより要望という形にはなるんですけど、ちょっと述べさせていただきます。バリアフリー法の制定後に新規に整備された歩道は500メートルとのことでした。バリアフリー法を満足させた歩道を新設し、急激に増やしていくというの

は困難な状況であることが分かりました。やはり既存の歩道の改良を行っていくのが現実的であると思います。答弁にもございましたが、住民の皆さんの御理解をいただき事業を進める必要があります、府中町として協力を得られるよう取組をしていただき、歩道を含む道路改良を進めていただくようお願いいたします。

最後に、今年度から府中町では、町長を中心として町内各種団体とふれあいトークが開催されております。その中で、交通弱者に関する様々な要望が出てくるのではないかと考えております。それらの要望に対しては、しっかりと予算に反映をしていただき、交通弱者の歩行環境の改善に努めていただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第2項、交通弱者の歩行環境について、4番狩野議員の質問を終わります。

続いて、建設関係第3項、広島市東部地区連続立体交差事業の区画整理事業への影響などについて、14番齋藤議員の質問を行います。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 14番齋藤です。今日で考えてみれば12回目の質問ということで、こうやって質問の機会をいただきまして本当に心から御礼申し上げます。

一般質問について、次の事項について質問したいとの通告をいたします。

質問事項は、広島市東部地区連続立体交差事業の区画整理事業への影響などについてということで、質問の趣旨ですが、府中町の南部では、土地区画整理事業とともに広島市東部地区連続立体交差事業が進められており、今年4月17日には、山陽本線天神川から海田市間のJR上り線の一部が「仮線」に切り替わりました。

これに伴い、向洋駅では新たにホームが供用開始され、仮線の切替え直後では、交通渋滞が発生していましたが、確かに当初は私の住居の近くの青崎第3踏切でも、過去に見たことのない大渋滞が発生して、今後が思いやられましたが、その後、今日まで切替えに伴う大きなトラブルもなく運行していますが、ちょっとここで1件、余談になるかと思いますが、中国新聞の記事を紹介させていただきます。

この9月8日午前7時半頃、広島市南区堀越一丁目のJR山陽線海田市から向洋間の畑宮踏切で赤信号が点灯しているのに西条発広島行き貨物列車の運転士が気づき、踏切の手前で停車しました。JR西日本中国統括本部によると、踏切内に異常はなかったということで、安全確認のために同区間で約75分間運転を見合わせました。白

市一岩国間、呉線広一海田市間の上下計２２本が運休するなどし、約２万５，０００人に影響が出たとありまして、この府中町内でも結構いろんな箇所で渋滞が発生したようですが、こういったことがあると。これがもし東部立体交差ができていれば、こういう問題も発生しなかったんじゃないかと思います。

今後も仮線が設置され、残り３線の仮線の工事が進んでいくと認識しておりますが、今後の広島市東部地区連続立体交差事業に伴う区画整理事業への影響についてお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。１４番齋藤議員の御質問「広島市東部地区連続立体交差事業の区画整理事業への影響などについて」答弁いたします。

広島市東部地区連続立体交差事業は、広島都市圏東部地域におけるＪＲ山陽本線及びＪＲ呉線を高架化し、道路と鉄道を連続的に立体交差化する事業でございます。

当地域は、鉄道の開通により、交通の要衝として多くの産業の集積をもたらし、発展を重ねてまいりました。しかしながら、鉄道による市街地の分断が効率的な基盤整備を阻害し、踏切遮断による慢性的な交通渋滞を引き起こすなど、地域の拠点として役割を十分発揮できない状況となっております。

このため、連続立体交差事業により、道路と鉄道を立体交差化することで、交通混雑の解消や道路・鉄道の安全性を向上させるとともに、区画整理事業により、分断された市街地の一体化を図る市街地再編を進め、両事業が連携し、安心安全なまちづくりと広島都市圏東部地区の拠点を構築し、町南部の玄関口としてふさわしいまちづくりを推進していくものでございます。

連続立体交差事業は、令和元年５月に都市計画決定、令和元年１０月に事業認可を取得し、事業施行期間は令和１９年度末まで、工事区間がⅠ期とⅡ期に設定され、府中町側はⅠ期工事区間、令和１２年度末の完成見込みとなっております。

議員の御質問にもありましたとおり、令和５年４月１７日には１線目として、ＪＲ山陽本線及びＪＲ呉線の上り線の仮線の切替えが完了いたしました。今後は、仮線の敷設工事を行い、令和８年頃には全線４線の切替えが完了予定であると広島県から聞いております。

仮線への切替え完了後、下り線の高架橋の工事を行い、下り線から高架橋での運行

を開始。次に、上り線の高架橋の工事を行い、完成後、上り線の運行も開始して、不要になった仮線を撤去して工事は完了するということになります。

それでは御質問に御答弁いたします。

広島市東部地区連続立体交差事業の区画整理事業への影響については、ＪＲ山陽本線沿いの北側は、仮線路が道路整備予定区域に敷設しており、南側は、現在の山陽本線区域内に将来の道路を整備する計画となっております。そのため連続立体交差事業の高架が完了するまでは、山陽本線沿いの道路及び街区整備ができないため、現在は連続立体交差事業に支障のない道路や街区整備を行っております。連続立体交差事業のⅠ期工事区間の完了見込みである令和１２年頃から、ＪＲ山陽本線沿いの道路及び街区整備を行う計画となっております。

広島市東部地区連続立体交差事業と区画整理事業は密接な関係があり、連続立体交差事業が遅れることがあれば、山陽本線沿いの道路及び街区整備ができず、区画整理事業も遅れることとなります。このことから、広島市東部地区連続立体交差事業者である広島県やＪＲと連携を図りながら事業に取り組むとともに、区画整理事業の進捗に合わせた事業スケジュールの実施を要望してまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ２回目の質問ございますか。

１４番齋藤議員。

○１４番（齋藤 昇君） ２回目の質問をさせていただきます。大変丁寧な答弁ありがとうございました。

区画整理事業につきましては、広島県及びＪＲと連携を図って事業を進めていただくようお願いします。なかなかこの事業は、今、井上部長の話を聞きましたら、いろんな問題を抱えていますので、もう随分この事業に関しては、町民みんな待っておりますので、予定どおり、あるいは一刻も早くできるように、心からお願い申し上げます。

先ほどからいろんな方が言われますが、どんどんどんどん高齢化が進んでおります。高齢化している人にとっての１年間、これは非常に大きな１年間になりますので、ぜひ御協力の下、一日でも早く町民の笑顔が見れるように頑張りたいと思います。

府中南公民館付近から広島県において、都市計画道路青崎池尻線が整備されていますが、この街路事業は、将来の連立の高架下を通り、区画整理事業区域内に入り、広

島市とつながる重要な路線であると認識しておりますが、事業スケジュールと今後の課題はどんなでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

区画整理課長。

○区画整理課長（長岡広憲君） 区画整理課長です。14番齋藤議員の2回目の質問について答弁させていただきます。

都市計画道路青崎池尻線は、昭和36年に広島県において都市計画決定され、向洋駅利用者の利便性の向上及び向洋駅へのアクセス機能の強化を目的とした幹線街路です。青崎池尻線は現在、広島県において、府中南公民館付近で整備中ですが、府中南公民館付近から区画整理事業区域の交差点までが広島県、区画整理事業区域内が府中町、広島市との行政界から仁保橋東詰交差点までが広島市の施工となります。

議員から質問のありました今後のスケジュールにつきましては、広島県において整備されている区間は、用地交渉は完了済みであり、今年度末の完成に向けて整備を実施しておりますが、少し遅れることもあると広島県から聞いております。また、広島市において整備される区間は、広島市域側の半断面は整備済みであり、未整備の行政界付近は、府中町の整備に合わせて実施する必要があるため、連携を図りながら整備を行ってまいります。府中町域につきましては、青崎池尻線は高架の下を通過する計画であることから、高架の下につきましては、高架の完了後でないと整備ができないため、令和12年度以降に道路整備を行う計画です。その他の区間につきましては、高架下の道路整備完了とともに全線が開通できるように整備を行っていく予定です。

都市計画道路青崎池尻線の整備につきましては、連続立体交差事業や広島市が実施している向洋駅周辺青崎土地区画整理事業とも関係するため、広島県及び広島市と連携を図りながら、各事業の進捗に合わせた事業スケジュールにより整備を進めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 齋藤でございます。本当に立派な答弁、ありがとうございます。

3回目ということでこれは質問よりはむしろ要望ということで話させていただきます。

す。

事業の目的は、ＪＲ山陽本線の連続立体交差事業に合わせ、向洋駅に隣接する幹線道路等の公共施設整備と、既成市街地の再編による宅地の利用増進を図り、広島都市圏の拠点または町の南の玄関口にふさわしい創出を図ること、とあります。南口には、ビルや家、店舗など現在進行中で、現在もどんどん建って、南口のほうも随分変わっておりますが、向洋駅の南口広場のほうの場所は、今は何か憩いの広場というか、もう随分休憩するような場所がないような形になっています。お話を聞きましたら先は随分長いんで、向洋駅の南口の広場、ここはマツダの社員さんもよく通られて、この近くにも結構いろんな店舗がありますんで、広場の充実を求めます。

近隣には大型マンションもあり、多くの子どもたちや若い世代もあり、前倒しで公園の建設をお願いしたいと思います。新しい向洋駅には、何かお話によると、駅にはトイレはありますが、駅への外のトイレの建設はないように聞いておりますが、駅の外へのトイレの設置は、住民の切なる要望です。ぜひ御検討の上、よろしくお願いします。

それと、公園の設置予定が４か所ありますが、ただいま話を聞いてみると、東部連続立体が終わって、その後の話になるようになっておりますが、北口の新しい向洋駅の手前に第６踏切の近くになると思いますが、２２０平米ですから、約６７坪とちょっと小さいんですが、ここの公園とそれから向洋駅南口に青崎南公園ですかね、これは１，９５０平米ですから約５９１坪、まだまだこれは建屋とかいろんな関連がまだ整備されていませんが、これは連続立体事業とは関係がないと思われますので、最初言いました小さいほうの公園ですよね。この近くには藤三というスーパーがあって目の前に３８６所帯の大型マンションがあり、多くの小学生・幼児、いわゆる子ども、いわゆる若い世帯が随分入っておりますので、この後、どんどん子どもさんが大きくなったりするのにどうしても公園が必要だと思っておりますので、ここの公園の設置のほうを、先ほど意見の中でいろいろと考えて良い公園を造るという話がありましたし、また災害時の避難場所としても、多くの利用がいろいろ考えられますんで、この２か所を何とか前倒しで、公園の整備を進めていただくことを要望して、私の質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第３項、広島市東部地区連続立体交差事業の区画整理事業への影響などについて、１４番齋藤議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

以上で本日の日程は全部終了しました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よって本日はこれをもって散会とし、次回は９月２０日午前９時３０分から会議を開きます。

(散会 午後 1 時 2 5 分)